

平成 22 年 11 月 9 日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
(コード番号： 8309 東大名)
住友信託銀行株式会社
(コード番号： 8403 東大)

米国証券取引委員会宛て「Form F-4」及び「Form F-6」の提出について

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（以下、「中央三井」）と住友信託銀行株式会社（以下、「住友信託」）は、米国証券法に基づき、両社の経営統合に関する登録届出書「Form F-4」、ならびに経営統合後の持株会社となる三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（現：中央三井トラスト・ホールディングス株式会社。以下、「三井住友トラスト」）におけるスポンサー付き ADR（米国預託証券）プログラムの設定に関する登録届出書「Form F-6」を作成し、中央三井は平成 22 年 11 月 8 日（米国東部時間）に両届出書を米国証券取引委員会（米国 SEC：U.S. Securities and Exchange Commission）に提出しましたのでお知らせ致します。

1. 「Form F-4」について

中央三井と住友信託は、両社の株主総会の承認と関係当局の認可等を前提に、平成 23 年 4 月の経営統合に向けた準備を進めておりますが、米国証券法において本経営統合が株主総会招集通知の発送に先立って米国 SEC への登録手続きが必要な取引に該当することから、今回の「Form F-4」を提出し、同日付で効力が発生したものです。経営統合については、平成 22 年 8 月 24 日付で公表しました「中央三井トラスト・グループと住友信託銀行グループの経営統合に関する最終合意等について」をご参照ください。

2. 「Form F-6」について

三井住友トラストは平成 23 年 4 月の経営統合に伴い、以下の通りスポンサー付き ADR プログラム（以下、「本 ADR プログラム」）を設定する予定です。米国証券法において本 ADR プログラムの設定に先立って米国 SEC への登録手続きが必要となることから、今回の「Form F-6」を提出したものです。

本件に伴い、現行住友信託が設定しているスポンサー付き ADR プログラムは、預託契約の改定を通じて原則として三井住友トラストのスポンサー付き ADR プログラムに引き継がれることとなります。

なお、本 ADR プログラムの設定は、米国での上場や新株発行等の資金調達を伴うものではなく発行株式総数には影響ありません。従って、本 ADR プログラムの設定に伴い、中央三井、住友信託又は三井住友トラストの株式が希薄化することはありません。

<本 ADR プログラムの詳細（予定）>

(1) プログラムの種類	スポンサー付き Level-1 プログラム
(2) 売買市場	店頭市場 (OTC = Over-the-counter)
(3) 売買開始日	平成 23 年 4 月 1 日 (米国東部時間)
(4) 原株との交換比率	1ADR=1 株
(5) 預託銀行	バンクオブニューヨークメロン (The Bank of New York Mellon)
(6) 原株保管銀行	住友信託銀行株式会社

以 上

将来見通しに関する注意事項

このお知らせには、上記の中央三井トラスト・ホールディングス株式会社と住友信託銀行株式会社との経営統合及び業務提携ならびにその結果にかかる将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、「考えます」、「期待します」、「見込みます」、「計画します」、「意図します」、「はずです」、「するつもりです」、「予測します」、「将来」、その他、これらと同様の表現、又は特に「戦略」、「目標」、「計画」、「意図」などに関する説明という形で示されています。多くの要因によって、本文書に述べられている「将来に関する記述」と大きく異なる実際の結果が、将来発生する可能性があります。かかる要因としては、以下が含まれますが、これに限定されるものではありません。

- 両社が本案件の条件に関し一部あるいは完全に合意できないこと
- 本案件に必要な株主総会の承認が得られないこと
- 本案件の完了に必要とされる規制上の条件又は他の条件が充足されないリスク
- 本案件の当事者に関連する法制度、会計基準等又はその他の経営環境の変化が及ぼす影響
- 事業戦略を実行する上での課題
- 金融の不安定性及び他の一般的経済状況又は業界状況の変化が及ぼす影響
- 本案件の完了に関するその他のリスク

その他の情報及びその入手先

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（以下「中央三井トラスト・ホールディングス」といいます。）は、住友信託銀行株式会社（以下「住友信託銀行」といいます。）との経営統合計画に関連して、「Form F-4」による登録届出書を米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）にファイルしました。「Form F-4」には、目論見書及びその他の文書が含まれます。本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である住友信託銀行の株主総会の開催日前に、「Form F-4」の一部として提出された目論見書が、住友信託銀行の米国株主に対し発送される予定です。ファイルされた「Form F-4」及び目論見書（その後の修正を含みます。）には、中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行に関する情報、経営統合計画ならびに本案件の条件を含む関連情報などの重要な情報が含まれています。住友信託銀行の米国株主におかれましては、株主総会において当該経営統合計画に対する判断をなされる前に、本計画に関連してSECにファイルされた又はされる「Form F-4」、目論見書及びその他の文書（その後の修正を含みます。）を注意してお読みになるようお願いいたします。本経営統合計画に関連してSECへファイルされた「Form F-4」、目論見書及び他の全ての文書は、SECのウェブサイト（www.sec.gov）から無料で入手することができます。また、当該経営統合計画に関連してSECへファイルされた目論見書及び他の全ての文書は、中央三井トラスト・ホールディングス（Fax 番号 +81-3-5232-8716）または住友信託銀行（Fax 番号 +81-3-3286-4654）に対してファックスで請求することにより無料で住友信託銀行の米国株主に提供されます。